

県本部各部課長
県下各警察署長 殿

共	00	00	10	39	5年
---	----	----	----	----	----

宮本県安第901号
宮本地第944号
宮本刑総第999号
宮本捜一第1185号
令和5年9月14日
宮城県警察本部長

子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について
(通達)

子供の心身に重大な被害を与え、社会に深刻な影響を及ぼす「子供対象・暴力的性犯罪」の出所者については、法務省から情報の提供を受け、これらの者の再犯防止に向けた措置を「子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施要領の改正について」(平成29年8月21日付け宮本県安第795号ほか。以下「旧通達」という。)により実施してきたところ、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和5年法律第66号)が公布され、刑法(明治40年法律第45号)に規定する罪が改正されたことから、子供対象・暴力的性犯罪を見直し、下記のとおり実施することとしたので、関係所属にあつては本通達の趣旨に沿って適切な措置を講じられたい。

なお、本通達の実施に伴い旧通達は廃止する。

記

第1 目的

この通達は、子供対象・暴力的性犯罪が、子供の心身に深刻な影響を与え、保護者や地域住民に大きな不安感を与えるものであるとともに、子供対象・暴力的性犯罪の前歴を有する者は再び子供対象・暴力的性犯罪を引き起こす危険性が高いことに鑑み、法務省から子供対象・暴力的性犯罪を犯して刑務所に収容されている者について出所情報の提供を受け、これらの者が、出所後に再び子供対象・暴力的性犯罪を犯すことを防止し、又は子供対象・暴力的性犯罪その他の性的犯罪が発生した場合における迅速な対応を図るために必要な措置(以下「再犯防止措置」という。)について定めることを目的とする。

第2 子供対象・暴力的性犯罪

この通達において、子供対象・暴力的性犯罪とは、別表に掲げる罪であつて、被害者が16歳未満の者であるものをいう。

第3 再犯防止措置対象者

この通達において、再犯防止措置対象者とは、子供対象・暴力的性犯罪により懲役又は禁錮の刑を執行された者のうち、第5に定める再犯防止措置を組織的かつ継続的に講ずる必要があるものとして、警察庁が登録する者をいう。

第4 再犯防止措置対象者の登録等

1 再犯防止措置対象者の登録

警察庁が法務省から子供対象・暴力的性犯罪を犯して刑務所に収容されている者について出所情報の提供を受け、前記第3に定める必要があると認めて当該刑務所に収容されている者を再犯防止措置対象者として登録した場合、出所後の帰住予定先等を管轄する警察本部長に対し、その旨が通知される。

2 本部再犯防止措置担当課の指定

再犯防止措置を担当する生活安全部県民安全対策課を、本部再犯防止措置担当課に指定する。

3 再犯防止措置実施警察署の指定

再犯防止措置対象者の出所後の帰住予定先を管轄する警察署を、再犯防止措置実施警察署に指定する。

4 再犯防止措置実施担当官の指定

再犯防止措置実施警察署に指定された警察署の署長（以下「再犯防止措置実施警察署長」という。）は、原則として、生活安全課長の職にある者を、再犯防止措置実施担当官に指定する。

5 再犯防止措置の実施体制

再犯防止措置は、原則として、次の分担により、相互に緊密な連携を保ち、実施するものとする。

(1) 本部再犯防止措置担当課長

本部再犯防止措置担当課の長である生活安全部県民安全対策課長（以下、「本部再犯防止措置担当課長」という。）は、再犯防止措置対象者に関する情報を把握するほか、再犯防止措置の実施に必要な関連情報を集約・分析し、再犯防止措置の実施について、再犯防止措置実施警察署長を指導する。

(2) 再犯防止措置実施警察署長

再犯防止措置実施警察署長は、再犯防止措置対象者に関する情報の把握等のため所要の体制を確立するとともに、再犯防止措置を実施する上で関係を有する警察署長と連携し、再犯防止措置の実施に当たる。

(3) 再犯防止措置実施担当官

再犯防止措置実施担当官は、再犯防止措置実施警察署長の指揮を受け、再犯防止に向けた措置の実施及び関係所属との連絡調整に当たる。

第5 再犯防止措置の実施

1 所在の確認及び面談

(1) 出所後の所在確認

再犯防止措置実施警察署長は、再犯防止措置対象者の出所予定日が到来した場合（仮釈放者については、仮釈放期間が終了した場合又は保護観察付一部執行猶予者については、当該猶予期間が終了した場合）、速やかに、当該再犯防止措置対象者が帰住予定先（仮釈放者については、仮釈放期間終了時の住居、保護観察付一部執行猶予者については、当該猶予期間終了時の住居）に居住しているかどうかを確認するものとする。

(2) 継続的な所在確認

再犯防止措置実施警察署長は、前記(1)により所在を確認した再犯防止措置対象

者が継続して当該住居に居住しているかどうかについて、定期的に確認するものとする。

(3) 面談の実施

・前記(1)又は(2)の所在確認を行う際、必要に応じて、当該再犯防止措置対象者の同意を得た上で、同人と面談を行うものとする。

2 再犯防止措置対象者に係る情報の活用

本部再犯防止措置担当課長は、子供に対するつきまとい、声掛けその他犯罪の前兆とみられる事案（以下「前兆事案」という。）についての情報の幅広い収集に努め、再犯防止措置対象者に係る情報を活用して子供に対する犯罪の発生の未然防止に努めるとともに、子供対象・暴力的性犯罪その他の性的犯罪が発生した場合においては、捜査担当課との情報の共有等の緊密な連携に配意し、迅速な対応を図るものとする。

3 再犯防止措置対象者が保護観察に付されている場合における措置

再犯防止措置対象者が仮釈放（更生保護法（平成19年法律第88号）第40条の規定により保護観察に付される。）又は保護観察付一部執行猶予の状態にある場合には、同法第50条の規定により、保護観察所の長に届け出た住居（同法第39条第3項又は第78条の2第1項の規定により住居を特定された場合には当該住居）に居住することや、転居又は7日以上の旅をすることは、あらかじめ保護観察所の長の許可を受けることが定められていることから、本部再犯防止措置担当課長は、当該再犯防止措置対象者の保護観察をつかさどる保護観察所との緊密な連絡に努めるものとする。

4 再犯防止措置対象者が転居した場合等に係る措置

(1) 再犯防止措置対象者が転居した場合における措置

前記1-(1)又は(2)の所在確認において、再犯防止措置対象者が転居したことが確認された場合であって、転居先が判明しているときは、再犯防止措置実施警察署長は、本部再犯防止措置担当課長を経由して転居先を報告すること。

この場合において、転居先が他の都道府県であるときは、警察庁及び当該転居先都道府県の警察本部長に対し、その旨を通知することとする。

転居の報告を受けた場合には、転居先を管轄する警察署において継続して再犯防止措置が実施されるよう、前記第4に定めるところに準じ、再犯防止措置実施警察署の指定等必要な措置を行うこととする。

(2) 再犯防止措置対象者の所在が不明となった場合の措置

前記1-(1)又は(2)の所在確認において、再犯防止措置対象者がそれぞれの帰住予定先又は住居に居住していないことが確認された場合（居住しているか否かが不明である場合を含む。）は、再犯防止措置実施警察署長は、本部再犯防止措置担当課長を経由してその旨を報告し、本部再犯防止措置担当課長は、警察庁に対し、その旨を通知する。

第6 登録の解除

再犯防止措置対象者が出所後、性的犯罪により検挙されずに一定期間経過したときは、警察庁において、当該再犯防止措置対象者の登録が解除される。ただし、再

犯防止措置実施警察署長が再犯のおそれがあると判断して、あらかじめ登録の継続を求めた場合において、警察庁が相当と認めるときは、この限りではない。

警察庁から再犯防止措置対象者の登録解除の通知を受けたときは、本部再犯防止措置担当課長を経由して再犯防止措置実施警察署長に対し、その旨を通知する。

第7 再犯防止措置実施上の留意事項

1 再犯防止措置対象者の更生への配慮

再犯防止措置の実施に当たる者は、再犯防止に向けた措置が、再犯防止措置対象者の更生、社会復帰等にとって妨げとならないよう、厳に配慮しなければならない。

特に、再犯防止措置対象者が出所者であることについては、その事情を知らない再犯防止措置対象者の家族、親族、近隣住民、勤務先その他関係者に知られることのないよう、必要がない限りこれらの者への接触を避けるなどの配慮に努めなければならない。

2 関連情報の秘密の厳守

再犯防止措置対象者の関連情報は、適正に管理し、その秘密を厳守するものとする。

第8 都道府県警察間の連携等

再犯防止措置実施警察署長は、再犯防止措置を実施する上で関係を有する警察署が他の都道府県警察に属するときは、本部再犯防止措置担当課長を経由して、当該他の都道府県警察の本部再犯防止措置担当課長を通じ当該関係を有する警察署の長に協力を依頼することとする。

また、他の都道府県警察から協力依頼を受けた場合には、誠実にこれに対応すること。

第9 関係機関・団体との連携

再犯防止措置の実施に当たっては、検察庁、刑務所、地方更生保護委員会、保護観察所その他関係機関・団体との連携に努めるものとする。

第10 子供対象・暴力的性犯罪以外の犯罪を犯した者に係る措置の特例

再犯防止措置実施警察署長は、子供対象・暴力的性犯罪以外の犯罪を犯し、懲役又は禁錮の刑を執行された者であって、当該犯罪の動機、手口その他の状況からみて、再犯防止措置対象者と同様の措置を講ずる必要性が高いと認めるものについては、前記第3にかかわらず、警察庁において再犯防止措置対象者としての登録の必要があるものとして、本部再犯防止措置担当課長を経由して報告すること。

この場合において、報告を受けた本部再犯防止措置担当課長は、当該通知に係る者を再犯防止措置対象者として登録する必要があると認めるときは、警察庁に対し、再犯防止措置対象者として登録を依頼するものとする。

別表

罪名	法条
不同意わいせつ	刑法第176条
不同意わいせつ未遂	刑法第180条
不同意わいせつ致死、同致傷	刑法第181条第1項
不同意性交等	刑法第177条
不同意性交等未遂	刑法第180条
不同意性交等致死、同致傷	刑法第181条第2項
監護者わいせつ	刑法第179条第1項
監護者わいせつ未遂	刑法第180条
監護者わいせつ致死、同致傷	刑法第181条第1項
監護者性交等	刑法第179条第2項
監護者性交等未遂	刑法第180条
監護者性交等致死、同致傷	刑法第181条第2項
わいせつ目的略取、同誘拐	刑法第225条
わいせつ目的略取未遂、同誘拐未遂	刑法第228条
強盗・不同意性交等	刑法第241条第1項
強盗・不同意性交等致死	刑法第241条第3項
強盗・不同意性交等致死未遂	刑法第243条
強制わいせつ	令和5年改正法による改正前の刑法第176条
強制わいせつ未遂	令和5年改正法による改正前の刑法第180条
強制わいせつ致死、同致傷	令和5年改正法による改正前の刑法第181条第1項
強制性交等	令和5年改正法による改正前の刑法第177条
強制性交等未遂	令和5年改正法による改正前の刑法第180条
強制性交等致死、同致傷	令和5年改正法による改正前の刑法第181条第2項
準強制わいせつ	令和5年改正法による改正前の刑法第178条第1項
準強制わいせつ未遂	令和5年改正法による改正前の刑法第180条
準強制わいせつ致死、同致傷	令和5年改正法による改正前の刑法第181条第1項
準強制性交等	令和5年改正法による改正前の刑法第178条第2項
準強制性交等未遂	令和5年改正法による改正前の刑法第180条
準強制性交等致死、同致傷	令和5年改正法による改正前の刑法第181条第2項
強盗・強制性交等	令和5年改正法による改正前の刑法第241条第1項
強盗・強制性交等致死	令和5年改正法による改正前の刑法第241条第3項
強盗・強制性交等致死未遂	令和5年改正法による改正前の刑法第243条
強制わいせつ未遂	平成29年改正法による改正前の刑法第179条
強姦	平成29年改正法による改正前の刑法第177条
強姦未遂	平成29年改正法による改正前の刑法第179条
強姦致死、同致傷	平成29年改正法による改正前の刑法第181条第2項
準強姦	平成29年改正法による改正前の刑法第178条第2項
準強姦未遂	平成29年改正法による改正前の刑法第179条
準強姦致死、同致傷	平成29年改正法による改正前の刑法第181条第2項
集団強姦	平成29年改正法による改正前の刑法第178条の2
集団強姦未遂	平成29年改正法による改正前の刑法第179条
集団強姦致死傷	平成29年改正法による改正前の刑法第181条第3項
強盗強姦	平成29年改正法による改正前の刑法第241条
強盗強姦致死	平成29年改正法による改正前の刑法第241条
強盗強姦致死未遂	平成29年改正法による改正前の刑法第243条
常習強盗・不同意性交等	盗犯等防止法第4条
常習強盗・強制性交等	令和5年改正法による改正前の刑法第241条第1項を引用した盗犯等防止法第4条
常習強盗強姦	平成29年改正法による改正前の盗犯等防止法第4条

注1 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）を「令和5年改正法」と表記している。

注2 刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）を「平成29年改正法」と表記している。

注3 盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律（昭和5年法律第9号）を「盗犯等防止法」と表記している。